

## 令和2年度宮崎家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

- 1 開催日時 令和2年11月20日（金）午後3時30分から午後5時00分まで
- 2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
  - （家裁委員） 小川浩昭，奥村三千代，神田温子，阪本 勝，杉田千香子，高橋 博，高見公子，竹中理比古，福田英俊，松田幸子，吉田建世
  - （列席者） 地家裁事務局長，首席家裁調査官，家裁首席書記官
  - （庶務担当者） 地裁総務課長，家裁総務課長
- 4 議事（□：委員長，▲：学識経験者，◎：法曹委員，◇：裁判所）
  - (1) 新任委員紹介等
    - 新任委員 小川浩昭委員
    - 同 神田温子委員
    - 同 阪本 勝委員
    - 同 高見公子委員
    - 同 竹中理比古委員
    - 同 福田英俊委員
  - (2) 委員意見に基づく裁判所の取組状況の報告
    - 前回テーマ「障害者への配慮について」（担当：家裁総務課長）
    - ※別紙資料のとおり
  - (3) テーマ「家事調停の充実について」（担当：宮崎家裁主任調査官）
    - 裁判所から取組状況等について概要を説明
    - 概要説明について，質問はあるか。
    - ▲ 説明用VTRが17分45秒とあるが，調停当日の控え室での待ち時間は何分くらいか。
    - ◇ 待ち時間は約30分になる。例えば，申立人が調停室に入って30分調停委員に話をしていて，その間相手方は待合室で待っていることになるため，この30分をビデオ視聴に充てられるということになる。
    - ▲ 待合室に掲示されたポスター9枚は，待合室に入られる方々が事前に一度目を通してあるものか。
    - ◇ 例えば1回目の調停で初めて裁判所に来られたら，合計1時間程度の待ち時間で御覧いただくことが可能となっている。
    - ▲ 待ち時間は30分ではないのか。
    - ◇ 30分交代で当事者が話をするようになるので，まず自分が30分待っている間に片方の当事者が30分程話をしていて，その待ち時間が終わると，今度は自分がまた30分話をしに行き，話が終わるとまた待合室に戻ってくる。通常，1回の調停につき2時間，2交代程度はできると思われるので，合計1時間程度は待合室にいるのではないかと単純計算になる。
    - ▲ 調停当日より前の段階で，当事者がこのポスターを見ることはあるのか。
    - ◇ このポスターの内容は調停が始まる前にお示ししている訳ではない。

▲ 調停の主な進行役として調停委員の方が二人いるが、事案によって調停委員二人は例えば一人が主任でもう一人がサブというように役割に軽重の差があるのか。それとも全く並列になっていて、この事案は今回この人が中心で、あるいは二人とも同列というようになっているのか。そういった扱いはどのようになっているのか。

◇ 調停委員は二人いるため、役割分担をしていることが多いと思う。例えば、当事者にある意味では現実吟味をしてもらわなければならない厳しいようなことを申し上げるような場合においては、一人が話をきちんと進めていき、もう一人がその当事者の感情を受け止める側に回るといった役割分担を行うこともある。また、男女各1名でつくことが多いため、これも中立公平な立場で話を進めることができるといえる。例えば片方の委員がもし反発されることでもあれば、もう一人の調停委員がその気持ちを受け止める側に回ることもある。

▲ 二人の間では十分な事前の打ち合わせがあつて、役割分担が行われているということか。

◇ そうである。

#### (4) 意見交換

□ 当事者の納得、時間の有効活用といった観点から意見があれば伺いたい。

▲ 自分が携わっている仕事を分かりやすくまとめていただいたのでとても良く理解できたが、初めて聞いた方にとっては色々と質問があつたと思う。実際調停をする中で、当事者の話に傾聴するということが、調整をしていくということ、さらにいろいろな手続について説明をしながら進めていくとなると、時間の制限の面から言うとかかなり盛りだくさんになっている。進行を形に残していくための当事者に対する説明等、調停の説明はマニュアル書があることを基に説明しているため、やりやすくなっている反面、盛りだくさんで一杯一杯になっている。そのため、本日は実際携わっている人間以外のみなさんから、新しい視線・切り口で意見を聞かせてもらいたい。

□ 裁判所もいろいろ苦労しながらやっているが、弁護士の立場から意見はあるか。

◎ 35年間見てきて、裁判所はかなり細かく工夫されていると感じている。ただ、一つ気になる点がある。調停を進めていく中で最近は事案的に複雑なものが多く、頭に入れるのにも一苦労である。しかし、個人情報の管理が厳しいために、これに関するメモ書きや資料を持ち帰ること等が一切できないと伺っている。たくさん事案をもっていれば、その事案のことを忘れてしまわないと次のことが頭に入らないので、かなり事前に準備をしなければならない。しかし、せつかく準備をしても期日が空転してしまう可能性もあるだろう。この辺りについて何か工夫の余地はないかと感じている。

今はこれだけのネット社会であるので、個人差はあるが、当事者の方々は相当検索していろいろな情報を得て、細かい質問をしてくるような状況である。その中で自分にとって有利な情報を得てきていて、かなり思い込みの激しい方も多いので、そこをほぐすのはかなり難しいところがある。一方で件数が多い。率直に申し上げて、工夫と言っても今の予算規模やその他諸々を考えると、裁判所としてはかなり工夫されていると感じている。

弁護士の世界においては、当事者の方が思い込みによって裁判所で「できること」と「できないこと」の差を理解できない場合もある。代理人としては裁判所で「できること」についても、絶対にできるということはできない。代理人の立場としては、その調整をどう

していくかという点を工夫している。

ある意味効率化とは少し逆行することになるが、主張したいことは時間をかけて主張して、最終的に認められないということを理解してもらうにはある程度の時間がかかる。そこを裁判所と共通理解が得られれば弁護士としてはありがたいと思う。

□ 裁判官の立場から意見はあるか。

◎ 当庁に来る前にも家事調停は担当していたが、前にいたところと比べると、新型コロナのこともあり、1回の期日自体も時間をなるべく短くして、何度も来るとそれだけ接触の機会も増えるということで、回数もなるべく少なくするという意識しながら進行している。

仮に途中でこれ以上いくら聞いても調整しきれないという気持ちになったとしても、もう少し話しきらないと、不成立等で終わったとしても多分納得してもらえないと思われるところは、調停委員と協議等しながらそれなりに時間を割いて行っているが、それがどの程度当事者の方の御理解に繋がっているのかについては、裁判官としても悩むところである。

▲ 私は20年間家裁の調停委員をやっていた。当事者に対する情報、どんな社会資源があるかなどは、調停委員にもある程度教えてもらえると調停委員はやりやすい。当時は調査官に事前に家庭環境とか収入などいろいろな調査してもらっていたが、実際の調停に入ると1回目2回目はいかにお互いの情報を得られるかが重要で、調べられていない情報がたくさんあるので、それを一生懸命聴き取る。当然、お互いに悪いことをつついたりするので、感情のもつれがある。途中からは、お互いの感情を抑え、お互いに歩み寄ってもらうため、中に入って感情の調整役になったりすることが調停を上手く進めるためには必要である。やることがとても多い。

事前に情報をたくさんいただくと調停もやりやすいが、場合によってはこじれてきて時間がかかることもある。最初から離婚ありきで、感情もある程度抑えてさっさと終わらせたいという場合はすぐに決まるが、どうしても子どもが入るといろいろなことがあり、時間が長くなる。DVがあるような場合は、一緒に会わせられないため、お互いに別々で会ったり、時間をずらしたりしなければならない。同じ時間に家裁に来られると、帰る時にまた問題が起こるので、とても時間がかかる。

調停によっては、私たちが裁判所に来て、当事者の片方が来られない場合も多い。私たちが仕事でその時間で調停をしているので、かなり時間がかかって、難航するケースもある。

私はもう調停をしていないが、されている方は大変だと思う。

▲ 申立人と相手方の同席調停の割合はどのくらいなのか。

◎ 1割もないと思う。最後に成立の場面で一緒に入れるということであればもう少しあるが、普段から同席となると、円満になってこれからやり直していくという話が見えてきた御夫婦のケースなど、極稀なケースしかない傾向である。

□ その辺りは民事調停と家事調停でも違うのではないかと思う。家事調停でしかも夫婦関係の事件となると、こじれた夫婦で同席というのはなかなか想定し難いところも実情としてある。

(5) テーマ「調停委員の確保について」(担当：宮崎家裁首席書記官)

裁判所から取組状況等について概要を説明

□ 説明について、質問はあるか。

▲ 裁判所関係のネットを見て応募した女性の方がいらっしゃったような気がするが、そのような活動を行っているか。

◇ 宮崎においてネットを利用して募集活動をしたとの記録はないが、裁判所HPの中には調停手続の説明がある。裁判所HPの中に全ての家裁関係の手続を説明するページがあるため、そこで調停委員という役割を知り、応募されたのかもしれない。

◎ 調停に関して調停官という制度があると認識しているが、それは定員や裁判所によって制限があるといったことはあるのか。

◇ 正確な回答はできないが、調停官は裁判官の代わりを務める役割になるため、調停の件数や裁判所の規模等が勘案されて任命されていると思われる。

▲ 今回の議題の解決策を考える際、これを調停委員の方の求人のようなイメージとして捉えて当事者目線で考えると、報酬がどのくらいなのか、調停委員になったとしてどの程度裁判所に足を運ぶ機会があるのか、拘束される時間がどの程度あるのか、知識や自信がない方が調停委員になった後に研修の機会等があるのか、といったことを情報として提供されれば、解決策が少し見えてくるのではと思う。

その辺りについて教えてほしい。

◇ その辺りはこちらの方から推薦依頼をお願いに行く際に説明しているところである。調停委員の報酬は多くないため、調停委員を職業としてその収入だけで生活していくというのは難しい状況にあるというような、収入面の説明は行っている。また、人によってばらつきはあるが、宮崎において平均何回裁判所に出向くのか、何件の事件を担当するかといったところも説明している。

▲ とても難しいことなので、簡単になれないと思うが、自分で調停委員をやりたいと言っても断られるというように、何か審査があるのか。

◇ 一応選考というものがあり、推薦された方が必ず任命されるということにはなっていない。選考手続として、書面選考、面接等をさせていただいた上で任命するかどうかを決めている。

## (6) 意見交換

▲ 去年も同じように探しているという話を伺って、私は県庁のOBだが、目ぼしい4、5人にあたった。しかし、先程御説明があったように、やはり年金との関係で65歳未満というのは厳しく、ある人にあたりをつけてさらに詳しく話をしてみても、次の仕事が決まっているという傾向が最近ではあるため、なかなか難しいと思っている。

私は地区の民生委員をしているが、民生委員もやはりなり手が不足している現状があり、それに対して県の社会福祉協議会の方が、民生委員の養成講座のようなオンライン講座を行っている。そこで、OBの方を対象として民生委員の仕事の紹介をしたり、先輩方の話を聞かせたりしている。それによって、退職された以降の方に民生委員について少しずつ興味をもっていただいて、段々と希望に繋げていきたいという形の働き掛けを今取り組み始めたところである。

調停委員についても、いきなり調停委員にというより、そういった事前養成講座のような機会を提供することも考えられないものだろうかと思った。

昨年度のことであるが、NPOが自殺防止の相談ボランティアの募集の一環で有料の研修を実施した。私の知り合いも受けたが、それにはいきなり80人くらいの応募があり、年齢層としても40-70代まで幅広い応募があった。お金を出してまでもそういう相談活動に取り組んでみたいという方は意外といらっしゃるということを実感したところだ。

そのため、調停委員という仕事に対しても、働き掛け次第で入口のところでもう少し明らかになる部分があれば、近づきやすいのではないかと考えた。働き掛けの仕方として、何か一つ工夫があればいいのではと思った。

□ 御意見に年金の話もあったが、65歳未満の方の推薦が少ないという情勢がある。これについての解決策など、御意見があれば伺いたい。

▲ 視点がずれているということ承知の上で申し上げる。私も他の仕事と並行して40代から調停委員をやっているが、色々な仕事を終えられてかなり極めたような方々が男性調停委員として後からみえて、一緒に組んでいる。しかし、そういった方々は、70歳定年となっているので、すごく脂が乗られた頃にお辞めになっていかれるため、非常にもったいないと個人的に思う。2年の任期なので、2年くらいずつ任期を延ばしていただけないかなと思う。

65歳未満の方の推薦についてはなかなか考えつかないところではあるが、調停委員をやっていらっしゃる方の延長や勤続の幅を広げられないかと今まで感じており、たまにそういったことをできた方がいらっしゃったようなことを聞くこともあるので、何かそういう手続等があれば、一緒に組む女性調停委員としてはありがたいと個人的に思う。

□ とはいえ70歳の壁もある。調停委員の報酬はほとんどボランティアに近い程度の報酬しかないの、若い人が調停委員になるというのはそういう意味ではなかなか難しいところもあるが、若い調停委員を確保するためのアイデア等があれば伺いたい。

▲ 先ほどHPの話もあったが、若い方はやはり、そういった媒体を使ってPRされる等すると、目に触れることもあると思う。もっとオープンに募集をかけると集まるような気がする。

▲ 調停委員の氏名等は非公開である。調停で間に入った人たちが責められたりすることがあるので公開はしない。だから世の中によく知られている人は調停しにくいものもある。

やはり地区によっては調停委員を辞めるときは後任を紹介していただくというパターンをとった方がいいのではないかなと思う。私の場合はいきなり20年で辞めてもらうと言われて、後任を推薦してくださいとも言われず終わってしまった。地区によってやり方が違うのかもしれないが、確保するためには、やはりお辞めになる前に次の人を推薦してもらった方が、人選の際にかなり安心できるような人を推薦していただけないかなと思う。やはりそちらの方を引き続きやっていただいた方がいいのではないかなと思う。

□ 本業によって担当件数が制約されることに対する解決策については、特に士業に関係する話であるが、弁護士委員の立場からその点はいかがだろうか。

◎ あえてこういうことを言ってもすぐに実現というのはおそらくとてもできないだろうと思いつつも、正直に言うと、やはり複雑案件は調停官を活用できるような制度が全国的にできた方がいいのではないかなと思った次第である。

制度上難しいのは分かるが、世の習いとして、40歳から70歳未満という要件自体をもう少し緩めざるを得ないのではないだろうか。そういったところは最高裁家庭局が決め

るのかどうか私は存じ上げないが、その辺りについて候補者の幅を広げるということを申し上げたい。また、やはり家事調停委員はかなり大変な業務だと思うので、端的に申し上げると、もっと報酬を上げるべきだと思う。

士業の場合は、正直申し上げると士業自体が今厳しい状態になっているので、やはり本業を投げ出して調停をされるというのは難しくなっていると思う。

更にもう1点申し上げると、アクセス先の団体について、もちろん社会経験豊富な方々も必要だが、当事者の置かれた立場により近い方で、何らかの経験を活かして社会活動をしているような方が案外いいのではないかなと思う。具体的な団体名までは御紹介できないが、少しそういった視点を取り入れてもいいのではないかなと思う。

□ どのような団体へアクセスしたらよいかという点について、御意見があれば伺いたい。

▲ 調停委員は高齢化が進んでいる、しかも扱う事案が夫婦関係や男女関係が多いということを見ると、やはり調停委員の方にはジェンダー意識をしっかりと持っている方々を期待する。特に女性の側から言うと、男性・女性はこうあるべきだというような価値観に苦しんできて離婚という選択を取らざるを得ない方々も少なからずいらっしゃると思うので、やはりそういうジェンダーの視点を持って活動している団体というのを意識していただくとありがたいと思う。

□ その他裁判所に対する意見やお気づきの点等があれば伺いたい。

◎ 今の話を聞いて思ったが、各市町村や県に男女共同参画センターがある。そのセンターの職員はもちろん、そこに講師として登録されている方等もいらっしゃるなので、情報源としてはその辺りも一つあり得るのではと思った次第である。

## 5 次回予定

- ・委員長：次回のテーマについて、特に意見等がなければ「新型コロナウイルス感染症への対応について」を議題とすることはいかがか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会：令和3年5月28日（金）午後3時00分

(別紙)

障害者への配慮について、各委員から所属組織の取組等を伺い、その後、裁判所として取り組んだ事項は次のとおりである。

- 1 裁判所職員が適切に対応できるようにするため、1月に、窓口担当職員を対象とした障害者配慮研修を開催した。同研修では、社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会の方を講師として招き、身体障害者及び発達障害者の特性と配慮について講義をしていただいた。また、同協議会の協力を得て、裁判所庁舎における車椅子体験及びアイマスク体験も実施した。

裁判所としては、今後も、継続的に障害者配慮研修を開催するなどして、裁判所職員に対する啓発を図っていきたい。

- 2 裁判所職員が適切に対応できるようにするため、事件部と事務局との連携や参考事例があった場合の組織全体での情報共有をより密に図るようにした。また、裁判所内の協議会や事務打合せなどの機会をとらえ、裁判所内での連携や情報共有の重要性をより訴えるようにした。

裁判所としては、今後も、継続的に裁判所内での連携や情報共有を図っていきたい。

- 3 当庁に整備されている障害者配慮のための備品リストを庁内の掲示板にアップし、必要な場合には直ぐに利用できるよう整備した。
- 4 令和元年度の取組みとしては、障害者が働きやすい環境を整備するため、バリアフリー化された休養室を整備した。また、バリアフリーの観点から、本庁の民事執行・訟廷事務室、簡裁事務室、総務課事務室及び会計課事務室の出入口ドアをスライドドアに更新した。